

前橋市建築（営繕）工事書類簡素化要領

平成 2 5 年 4 月

前橋市

総務部建設監理課

前橋市建築（営繕）工事書類簡素化要領

（目的）

第1条 この要領は、工事書類の省略・簡素化及び従来ルール of 徹底による工事書類の提出の削減により、監督員及び工事受注者の現場業務の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に定める掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「工事書類の省略・簡素化」 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、公共住宅建設工事共通仕様書、建築物解体工事共通仕様書及び建設工事必携（契約・仕様書編、管理・検査編）（次号において「標準仕様書等」という。）に基づき、工事請負業者に対して提出を求めている工事書類について、対象書類を見直し、省略・簡素化を図ることをいう。
- (2) 「従来ルール of 徹底による工事書類の提出の削減」 標準仕様書等で定められた、従来から現場での保管や検査時の提示のみとされている工事書類が提出されていることから、従来ルールを徹底することにより、ばらつきを防止し、工事書類の提出の削減を図ることをいう。

（対象工事）

第3条 この要領の対象となる工事は、本市が発注する次の公共工事とする。

- (1) 建築工事
- (2) 電気設備工事
- (3) 機械設備工事

（実施方法）

第4条 この要領は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める方法により実施するものとする。

- (1) 工事書類の省略・簡素化 別添1「工事書類簡素化の方針」に基づき、工事書類の省略・簡素化を図る。
- (2) 従来ルール of 徹底による工事書類の提出の削減 別添2「従来ルール of 徹底化の方針」に基づき、工事書類を削減する。

（工事書類の管理）

第5条 工事書類の提出状況については、「工事関係提出書類チェックリスト」を利用して管理するものとする。

（その他）

第6条 この要領の実施により、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題の発生又はそのおそれがある場合には、建設監理課長に速やかに報告するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日以前から継続中の工事であっても、適用できるものとする。